

取 扱 基 準

名 称	外資系企業等進出促進補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	外資系企業等を対象として、対象企業が新潟市内に事業進出する場合に、事務所設立(新潟市内に限る)に係る登記費用及び賃借料を補助する。
目 標	数値化■ 非数値化□
	外資系企業等の誘致を促進することにより、新たな雇用の創出及び本市経済の活性化を図る。(目標:1件/年) <目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内容	○事務所設立登記費用(租税公課を除く) ○事務所賃借料(敷金、礼金、管理費、保証金権利金、不動産仲介手数料、駐車場料金、火災等保険料等は除く)
補助額及びその算定方法又は補助率	○事務所設立登記費用:1件15万円まで ○事業所賃借料:補助対象経費の1/2 (上限5万円/月、補助期間:最長2年間) <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和5年4月 1日
評価の時期	令和7年9月30日
終 期	令和8年3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による情報の公表	[内容] 当該企業の経費の一部は、新潟市の補助金に基づくものである旨を表示。
	[媒体] ホームページ、リーフレット等
担当部署	経済部 産業政策課 電 話:025-226-1610 e-mail:sangyo@city.niigata.lg.jp